

## 問題提起

早稲田大学 大塚 英明

およそ契約という法律行為は、その当事者のみを拘束するのが原則であり、当事者以外の者に不利益的影響をもたらすことはもちろん、たとえ利益でさえ当事者以外に当然に帰属させることはできないはずである。ところが、生命保険契約にあって、保険契約者は被保険者および保険金受取人と一致する必要はない。むしろ、被保険者または保険金受取人を保険契約者とは別に設定することができるという点にこそ、生命保険契約の効率的な意義を見いだすことができる。そして、被保険者というある種の不利益的地位に保険契約者以外の者が立つ場合には、承諾という要件による規制がかかるのに対して、保険金受取人という地位は、もっぱら生命保険契約の「利益を享受するだけ」のものとして、少なくとも保険法上はかなり自由にその指定・変更が許されている。

ふつう、第三者のためにする生命保険契約については、民法の第三者のためにする契約がそのバックグラウンドと捉えられてきた。確かに、「当事者以外のものが契約の利益を享受する」という点においては両者は共通する。しかしながら、民法上の第三者のためにする契約の受益者は、保険金受取人ほど自由に「指定・変更」という法的変動を被ることを予定されていない。

まず第一に、第三者のためにする契約においては、要約者と諾約者との間の「補償関係」とは別に、要約者と受益者の間には「対価関係」が形成される。民法の第三者のためにする契約の解釈においては、一般に「対価関係は、第三者のためにする契約の構成要素ではないから、これを欠いても、第三者は、諾約者に対して権利を取得するのであるが、しかし、第三者が取得した権利は要約者との関係では、不当利得を構成する」と解されている。つまり、対価関係は第三者のためにする契約の形式的な法構造に組み込まれたものではなく法的要件性はないが、それを欠く場合に要約者は受益者に対して不当利得返還請求権を有するに至るから、実質的には受益者の権利取得の法的権原性を裏付ける根拠となっている。その意味で、対価関係は現実に法的評価を受ける法律関係であることに疑いはない。もとより受益者は諾約者に対して直接に権利を取得するのであり、そうした有価値の利益を理由もなく取得するのは筋がとおらない。なぜそのような権利を要約者の出捐の下で得ることができるかの「理由」は、第三者のためにする契約の有意義な内容を根拠づけるために必要不可欠な要因である。

第二に、民法上の第三者のためにする契約では、受益の意思表示によって受益者の権利が確定する。第三者のためにする契約も契約である以上、契約意思を表明しあう要約者・諾約者の交渉によって成立する。ところがそれでは、当該契約の効果の渦中にある受益者は、契約の形成過程で意思表示をする機会を得られない。だからこそ、要約者・諾約者との間の「補償関係」とは別に、要約者・受益者間の「対価関係」というものをあえて持ち出す必要があった。受益者は、この対価関係を熟慮した上で、当該契約に「参加するか否か」を受益の意思表示をもって表明することができる。だとすれば、民法537条3項は、対価関係を前提とする受益者の契約形成過程への参加を強く意識した規定と解することができる。

【令和4年度 日本保険学会全国大会】

共通論題「生命保険契約における『対価関係』の考察」

報告要旨：大塚 英明

---

これに対して、周知のとおり保険法では、保険金受取人による受益の意思表示というシステム自体が存在しない。それはこれまで、生命保険契約の長期性を前面に押し出すことによって、簡単に説明づけられてしまうことが常であった。しかしながら、上に述べたように受益の意思表示と対価関係をリンクさせて捉えるとき、保険法の処理は、対価関係という要素との関係であらためてこれを「法的に」説明しなおす必要が生じる。

昨今、第三者のためにする生命保険契約に関し、対価関係の存否・強弱にかかわるいくつかの具体的な場面が認識されるようになった。そこで本年の共通論題で、それらの個別問題からアプローチすることを介して保険法的な対価関係解釈を探ってみたい。